

京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針

1 目的

本指針は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）における津波対策、特に船舶の対応について必要な事項を定めておくことにより、津波注意報以上※が発表された場合において、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

※「津波注意報以上」とは、気象庁が気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定に基づき、地震に伴い津波の発生のおそれがある場合に発表する大津波警報、津波警報及び津波注意報をいう。

2 地震や津波に関する情報の入手経路の確認

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、日頃から、地震や津波に関する情報入手方法及び船舶への伝達経路を前もって確認しておくことが重要である。

3 通常時に行うべき検討

船舶及び係留施設にあつては、京浜港内において船舶が安全且つ的確に避難できるように事前に以下の検討を行っておく必要がある。

（1）船舶

船長は、各種資料及び既存の運航に関するマニュアル等に基づき、京浜港内への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた、別添1「津波に対する船舶対応要領一覧表」（以後「一覧表」と記載）を基準に自船が取るべき対応を検討しておくこと。

（2）係留施設

係留施設の管理者は、各種資料に基づき、京浜港内や管理している係留施設への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた一覧表を基準に、関係船舶との連絡体制、荷役中止基準及び作業員等の避難体制など、津波到来時に船長が取るべき対応の判断に資する資料を作成し、事前に関係者に周知しておくこと。

4 地震・津波発生時にとるべき対応

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、地震・津波発

生時において京浜港内の在泊船舶が安全且つ的確に避難できるように以下の措置を講ずる必要がある。

(1) 地震発生時

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・船舶は、引き続き関係情報の収集に努めること。

(2) 津波注意報以上などの情報を入手した場合

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・東京湾内湾に津波注意報以上が発表された場合、船長は、上記3(1)に基づき必要な対応をとること。

(3) 津波の恐れがなくなった後の措置

船舶の船長及び係留施設の管理者は、津波注意報以上が解除されたときは、自船及び自らが管理する係留施設の被害状況、船舶の離着棧の可否、周辺水域の安全等について調査し、被害が認められた場合は、遅滞なく港長に通報すること。

5 注意

(1) 港長による勧告(別添2参照)

東京湾内湾に津波注意報以上が発表されたときは、京浜港長から一覧表を踏まえた勧告が発令される。

なお、通信手段の遮断等による情報伝達の遅延も想定されることから、気象庁から津波注意報以上が発表された場合、京浜港長からの「勧告」の伝達の有無にかかわらず、船舶は、当協議会で定めた「一覧表」により対応すること。

(2) 本要領の改定

本要領は、新たに京浜港に係る津波被害シミュレーション、津波ハザード・マップ等が利用可能となるなどの機会をとらえて、適宜、必要な改定を行うものとする。

(3) 避難勧告等の伝達訓練

原則毎年1回以上、別添3による勧告の伝達訓練を実施するものとする。

附 則 平成17年 8月25日施行

附 則 平成27年 6月10日改正

附 則 平成28年 2月29日改正

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応						
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船	航行船(着難岸作業時を含む)		工事作業中 工事・作業船等 (作業台船及び起重機船を含む)	
			大型、中型(漁船を含む)	小型船		大型、中型船 (漁船含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)		
		危険物積載船舶	一般船舶 (荷役・作業船含む)	(プレジャーボート、小型漁船等)	—				
大津波警報	10m超又は「巨大」 (10m<予想高さ) 10m	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊	○港内避泊又は着岸後陸上避難	○工事・作業中止 ○陸上避難
	5m<予想高さ≤ 10m 5m (3m<予想高さ≤5m)	有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
津波警報	3m又は「高い」 (1m<予想高さ≤3m)	無し	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難	○陸上避難	○荷役・作業中止 ○港内避泊	○港内避泊	○港内避泊又は着岸後陸上避難	○工事・作業中止 ○陸上避難
		有り	○荷役・作業中止 ○港外退避	○荷役・作業中止 ○港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港外退避	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
津波注意報	1m (0.2<予想高さ≤1m)	—	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避	○陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○荷役・作業中止 ○港内避泊 (場合によっては港外退避)	○港外退避	○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○工事・作業中止 ○港外退避又は流出防止措置
備考			小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。			航路付近、海洋施設等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。			

【用語の定義】

- 大型船: タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船: 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船: プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 危険物積載船: ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
- 陸上避難: 船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- 係留避泊: 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
- 港内避泊: 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
- 港外退避: 安全に港外まで航行可能(航路内は津波の流速が早く注意が必要)な場合に実施。可能であれば第一波到達までの時間(余裕時間)までに避難できることが望ましい。また水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
- 湾外退避: 洋上で津波に対応する場合は、津波の碎波に十分注意すること。碎波は、水深が浅くなるところで発生しやすいことから、津波の影響を少なくするためには、少なくとも水深50メートル以上の水域で航走することが望ましい。
- 陸揚げ固縛: プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

勧告時の港内管制信号 : 港長から勧告が発令された場合、管制信号は「○」(出航信号)となる。

東海地震に関連する情報: 東海地震は、日本で唯一直前予知の出来る可能性がある地震と考えられており、前兆現象の観測及び発生が予知された場合は、気象庁から以下の情報が発表される。

- <東海地震に関する調査情報(臨時)> 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表。
- <東海地震注意情報> 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表。
- <東海地震予知情報> 東海地震が発生する恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表。

上記情報のうち、東海地震予知情報が発表された場合は、港内への津波予測等を踏まえ、「一覧表」によるいずれかの措置をとるよう港長から勧告が発令される。